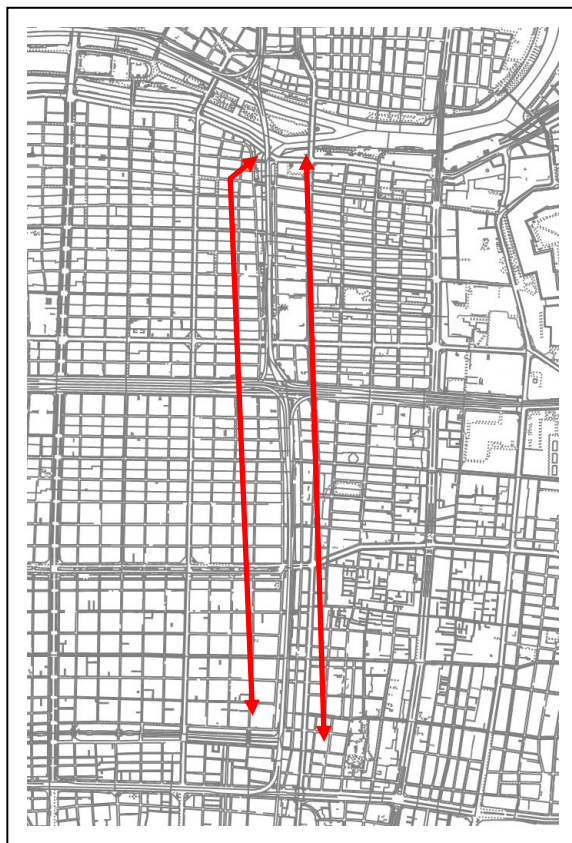


「東横堀川における水都大阪の新たなシンボル空間創出調査研究業務」仕様書

1. 業務名称

東横堀川における水都大阪の新たなシンボル空間創出調査研究業務

2. 調査位置図 大阪市中央区 東横堀川全川（葎屋橋から上大和橋）および周辺



3. 具体的な業務内容

(1) シンボル空間創出に向けた調査研究とモデル例の企画

・事業者・団体・地権者、有識者、関係機関等へのヒアリングやワークショップ等実施

《5件以上、2年目以降は継続実施を含む》

⇒ニーズ・課題の把握、意見交換によるイメージのブラッシュアップ等

・関係機関等との協議・会議等の事務補助《発注者の指示により開催。年数回程度を予定》

⇒資料作成、議事録作成等

・ヒアリング結果等をもとに、事業者・団体（調査位置の川沿いに限定しない）や、沿川の住民・店舗、公的取組み等と連携したモデル例（陸上・水上）の提案

(2) モデル例（陸上・水上）の試行実施

・実施場所を選定して試行実施し、結果を評価《異なる地点2か所以上》

⇒実施に当たっての関係機関との協議、広報、準備等を含む

(3) 研究成果の情報発信・共有

・アイデア事例集、利用の手引き・沿川の活動紹介等のパンフレット作製

・水都大阪HP等を活用したWEBでの研究成果発信 等

(4) 業務全体のとりまとめと次期計画立案

- ・秋頃（予定）に中間まとめを行い、発注者が設定する会議において報告
⇒その際に得た意見等をふまえ、本件調査研究業務を進めることとします。
- ・研究結果の集約・分析、参加者の感想・評価、有識者の助言、関係先との協議内容等、業務全体のとりまとめ
- ・1・2年目は次年度業務計画立案、3年目は3年間の取りまとめと今後のあり方への提案

4. 契約期間

契約締結日から令和4年3月31日（木）まで

5. 成果品

事業終了後、令和4年3月31日（木）までに、コンソーシアムあて、「具体的な業務内容」に示す内容についてとりまとめのうえ、必要な事項を整理し、事前に監督職員の確認を得ること。

成果品としてパイプ式ファイル（2部）及び電子ファイル（CD-R）を1部納めること。

また、納品すべき成果品が完成した時点で、必ずウイルスチェックを実施し、コンピューターウイルスが存在していないことを確認しなければならない。なお、ウイルス対策ソフトは特に指定はしないが、信頼性の高いものを利用するものとする。電子媒体には、「業務名称」、「作成年月」、「発注者名」、「受注者名」、「何枚目／全体枚数」、「ウイルスチェックに関する情報」を明記しなければならない。なお、電子媒体を収納するケースの背表紙には、「業務名称」、「作成年月」を明記する。「ウイルスチェックに関する情報」は、使用した「ウイルス対策ソフト名」、「ウイルス定義年月日」、「パターンファイル名」及び「チェック年月日」を明記するものとする。

6. 契約等に関する事項

契約後、事業者の責めに帰すべき事由により業務が実施されない場合は、契約を解除するとともに、運営事業者は契約書に定める違約金を支払うこと。

7. その他

(1) 守秘義務等について

- 1) 受注者は、委託業務の遂行上知り得た情報は、受託業務遂行の目的以外に使用し、または第三者に提供してはならない。
- 2) 委託業務の終了後、成果物に誤り等が認められた場合には、受注者の責任において速やかにその誤りを訂正しなければならない。

(2) 個人情報の取り扱いについて

- 1) 委託業務の遂行上知り得た個人情報や法人情報については、受注者の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用等は絶対に行わないこと。また、業務完了後、受注者が保有する機器等にデータが残存している場合は、受注者の責任において確実に破棄を行うこと。
- 2) 受注者は事業実施にあたり、収集する個人情報及び法人情報について、コンソーシアムに情報提供することを当事者に事前に説明し同意を得ること。
- 3) 事業実施にあたり収集した個人情報や法人情報はコンソーシアムに帰属するものとし、コンソーシアムの指示に従い提供を行うこと。

(3) 著作物の譲渡等について

受注者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。ただし、当該著作物のうち受注者が従前より保有するものの著作権は、受注者に留保されるものとし、受注者は発注者及びその指定する者の必要な範囲で発注者及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。

(4) その他留意事項について

本業務仕様書に定める以外に疑義がある場合は、双方、協議して定めるものとする。